

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び 各地の状況を受けた建退共支部業務について

政府の緊急事態宣言が発令された 1 都 3 県については、「1. 緊急事態宣言による各支部の対応」のとおり、利用者ならびに職員の新型コロナウイルス感染症防止の観点から、各種申請は郵送のみの対応、ご相談につきましては電話対応とさせていただきます。

また、その他の支部につきましては、「2. 1. 以外の各支部の対応」に記載されている場合を除き、窓口業務を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り来所をお控えいただき、各種申請書の提出は、出来る限り、ご郵送での手続きとしていただきますようご協力の程お願い申し上げます。

大変なご不便をお掛けすることとなり、誠に申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 緊急事態宣言による各支部の対応

支部名	期間(予定)	各種申請及びご相談について	問合せ先電話番号
埼玉県	1/8～当面の間	<p>各種申請はご郵送のみ対応、また、ご相談につきましては、電話で対応させていただいております。</p> <p>[郵送先] 支部一覧参照</p>	TEL 048-861-5111
千葉県	1/8～当面の間		TEL 043-246-7379
東京都	1/8～当面の間		TEL 03-3551-5242 受付時間 10:00～16:00 (12:00～13:00除く)
神奈川県	1/8～当面の間		TEL 045-201-8454

2. 1. 以外の各支部の対応

支部名	期間(予定)	各種申請及びご相談について	問合せ先電話番号
広島県	12/15～当面の間	<p>各種申請はご郵送のみ対応、また、ご相談につきましては、電話で対応させていただいております。</p> <p>[郵送先] 支部一覧参照</p>	TEL 082-221-0138
熊本県	8/5～当面の間		TEL 096-366-5111

[注意事項]

- ※ 期間、各種申請及びご相談については、今後の状況により変更される場合がございますので、ご了承ください。
- ※ 各種申請には、契約申込・手帳申込・手帳更新・退職金請求・加入履行証明書の発行等が含まれます。